

平成24年度奈良県立高等学校入学者選抜に関するQ & A

目 次

入学者選抜制度全般について

- Q 1 特色選抜とはどのようなものですか。----- 62
- Q 2 特色選抜に合格した場合、入学を辞退することはできないのですか。----- 62
- Q 3 特色選抜で不合格となった場合、一般選抜で再度同じ高等学校の同じ学科（コース）に出願できますか。また、特色選抜を受検せずに、一般選抜に出願できますか。----- 62
- Q 4 一般選抜合格者のうちで入学辞退者があった場合、追加の合格はあるのですか。----- 62

検査について

- Q 5 学校独自検査とは、どのような検査ですか。----- 62
- Q 6 特色選抜における面接、実技検査は、どのような内容ですか。----- 62
- Q 7 奈良県教育委員会が作成する学力検査問題や高等学校が独自に作成する学力検査問題等では、新しい中学校学習指導要領の内容も出題範囲となるのですか。----- 63
- Q 8 「自己アピール文」とは、どのようなものですか。----- 63
- Q 9 一般選抜や二次募集でも面接を実施する高等学校がありますが、「自己アピール文」は用いないのですか。----- 63
- Q 10 面接を点数化するのは、どの選抜ですか。----- 63
- Q 11 平成23年度入試に出題された問題は、どのようにすれば手に入りますか。----- 63

「特技に関する記録〔体育〕」について

- Q 12 「特技に関する記録〔体育〕」は、どの高等学校へ出願するときに必要になるのですか。また、点数化するのですか。----- 64
- Q 13 「特技に関する記録〔体育〕」にある「体力テスト」は、いつの時期に測定した結果を記載すればよいのですか。----- 64
- Q 14 「特技に関する記録〔体育〕」には、中学校に入学するまで（小学校時など）の活動歴は記入できるのですか。----- 64
- Q 15 陸上競技や水泳競技のように「特技に関する記録〔体育〕」に競技成績と記録を併記する競技の場合、複数の大会実績がある生徒は、競技成績と記録のどちらを優先して「特技に関する記録〔体育〕」に記載すればよいのですか。----- 64
- Q 16 競技により「個人」「団体」がある場合、どのように書けばよいのですか。また、テニスや卓球などの競技でのダブルスの成績はどのように書くのですか。----- 64
- Q 17 「特技に関する記録〔体育〕」を提出する際に、「競技成績や活動の記録等を証明

- する資料」を添付する必要はありませんか。----- 64
- Q 18 「特技に関する記録〔体育〕」に、「中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録」欄がありますが、この欄にはどのようなことを書けばよいのですか。----- 65

「調査書の特別な取扱い」について

- Q 19 「調査書の特別な取扱い」とは、どのようなものですか。----- 65
- Q 20 「調査書の特別な取扱い」は、どの高等学校で実施するのですか。また、どのような活動実績等が評価されるのですか。----- 66
- Q 21 募集人員に満たない場合も、「調査書の特別な取扱い」は実施するのですか。----- 67
- Q 22 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、実施校が示す「重視する事項」にあたる活動を行っていた者しか評価しないのですか。----- 67
- Q 23 「調査書の特別な取扱い」による合格者数については、学科（コース）ごとに制限があるのですか。----- 67
- Q 24 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校に入学した場合、調査書に記載された部活動等の活動を行わなければならないのですか。----- 67

第2志望について

- Q 25 第2志望が認められる範囲は、どのようになっていますか。----- 67
- Q 26 「第2志望の取扱い」とは、どのようなものですか。----- 68
- Q 27 第1志望を優先する割合が「10割」となっている場合、その学科（コース）を第2志望としても、第2志望では合格しないということですか。----- 68
- Q 28 「調査書の特別な取扱い」を実施する場合も、第2志望はあるのですか。----- 68

大和中央高等学校入学者選抜について

- Q 29 入学願書の「第1志望」「第2志望」欄は、どのように記入すればよいのですか。----- 68
- Q 30 A選抜で不合格となった場合、B選抜に再度出願できますか。また、A選抜を受検せずに、B選抜に出願できますか。----- 68
- Q 31 A選抜に合格した場合、入学を辞退することはできないのですか。----- 69
- Q 32 通信制課程における入学者選抜の願書はどこで交付するのですか。また交付期間は、いつですか。----- 69

調査書成績等について

- Q33 高等学校によっては調査書の各教科の学習成績や学力検査の得点を加重配点するというのですが、加重配点は具体的にどのような方法で算出されるのですか。----- 69
- Q34 二次募集では、選抜資料に調査書を用いるのですか。----- 70
- Q35 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合、学習成績はどのように算出するのですか。----- 70
- Q36 外国の学校から編入学した生徒の調査書は、どのように作成すればよいのですか。----- 70
- Q37 調査書に本人の頭髪のことなどを記入してもかまいませんか。----- 70

事務処理等に関することについて

- Q38 以前まで「出願者名簿」の備考欄に記入していた、受検に際して配慮すべきこと及び過年度卒業者の応募資格等にかかわる情報は、他の資料等に記さなくてよいのですか。----- 70
- Q39 入学願書の様式の主な変更点は何ですか。----- 71
- Q40 平成24年3月に卒業し、二次募集を受検する場合、二次募集の入学願書の「卒業・卒業見込み」の項目は、どちらを○印で囲めばよいのですか。----- 71
- Q41 入学願書等における氏名の記入等について、本名と通称名はどのように扱えばよいのですか。----- 71
- Q42 入学願書の氏名がアルファベットの場合、ふりがなや印はどのようにすればよいのですか。----- 71
- Q43 生年月日は、和暦、西暦のどちらで記入してもよいのですか。----- 71
- Q44 入学願書の「第1志望」「第2志望」欄には志願する学科(コース)名を、どのように記入すればよいのですか。----- 71
- Q45 入学願書に貼る写真は、シール式の写真を使用してもよいのですか。----- 72
- Q46 県の収入証紙を購入しましたが、不要となった場合に、返金してもらえますか。----- 72
- Q47 調査書の用紙が変更されたのですか。----- 72
- Q48 調査書の「第1志望」「第2志望」欄には志願する学科(コース)名を、どのように記入すればよいのですか。----- 72
- Q49 調査書の「その他の活動の記録」欄にスポーツ活動、文化活動等の諸活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。----- 72
- Q50 県内や県外中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績

- 分布表は、どのように作成すればよいのですか。----- 73
- Q51 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。----- 73
- Q52 過年度卒業者が出願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。----- 73
- Q53 学習成績一覧表を作成する際、特別支学級の生徒は、どの学級の在籍とすればよいのですか。----- 73
- Q54 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありませんか。----- 74
- Q55 学習成績一覧表や学習成績分布表は高等学校には提出されないことになっていますが、高等学校がこれらの記載内容の確認をしたいときはどうすればよいのですか。----- 74
- Q56 特色選抜の出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式をコピーして使用してもかまいませんか。----- 74

帰国生徒等特例措置について

- Q57 帰国生徒等特例措置を実施する法隆寺国際高等学校と高取国際高等学校では、複数の学科がありますが、どの学科を希望してもよいのですか。また、第2志望は認められるのですか。----- 74
- Q58 帰国生徒等特例措置の学力検査問題は、どのような問題ですか。----- 75

その他

- Q59 三角定規が持参品となっていますが、数学や理科の学力検査で使用してよいということですか。----- 75
- Q60 受検当日、携帯電話を持参しても問題ありませんか。----- 75
- Q61 私服や筆記用具に書かれている英単語や漢字などは、受検に際して問題ないのですか。----- 75
- Q62 身体に障害があるなど、受検に際し、特別な配慮が必要と判断される場合は、どのように対応すればよいのですか。----- 75
- Q63 奈良県公立高等学校入学者志願許可申請書の様式2では、「同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。」とありますが、同時期でなければ居住地の府県の公立高等学校の入学者選抜に出願できるのですか。----- 76